

# 台湾海峡有事における

## 中国の侵攻目標

澎湖諸島及び東沙諸島へ  
の公算大 日本への対応如何—

伊藤 秀二 陸自69

### 切迫する台湾海峡有事

本年3月9日、退役を間近に控えた米インド太平洋軍のフィリップ・デービッドソン司令官は、上院軍事委員会の公聴会において、「今後6年以内に中国が台湾に侵攻する可能性がある」と証言し、日本の国民を大いに驚かせた。

特に「6年以内」と期限を切ったことについては、予算獲得の狙いも込められているようではあるが、我々に台湾海峡有事の切迫感を抱かせた。

「6年以内」の意味するものは、中国通の識者によると、2027年に人民解放軍の建軍100周年を迎えるとともに、翌2028年には習近平氏が国家主席としての任期を終了するため、同氏が終身国家主席の座を手中に収めるには、それまでに誰の目にも分かる成果を挙げなければならぬ切羽詰まった国内的事情

があるからだという。

### 中国の侵攻目標

では中国は6年以内にいかなる侵攻をするのか。台湾本島を侵攻目標とする全面侵攻か、はたまた最小限習近平氏のメンツが立つ範囲内で限定侵攻に留めるのか、という二つの選択肢があるように思われる。

台湾本島を目標に侵攻した場合、これに合わせ欧米列国が編成した有志連合軍及び台湾軍との全面対決になり、勝利を勝ち取ったとしても相対の長時日を要するとともに、多大の損害を覚悟しなければならぬであろう。当然のこととしてこの間の外交や自国を含む世界経済等への負の影響は計り知れないものがあるであろう。

そして重要なことは、意に反して作戦遂行途上で侵攻作戦が頓挫するようないくつかの事態に陥り、中国にとって元も子もない状態に陥り、習近平氏の野望は完全に消え去るのみでなく、中国の内政に大変革を迫られることは必至であろう。そうなった場合、現在においてさえも中国共産党内部では矛盾、不信に満ちていると我が国や欧米の識者から指摘さ

れており、おそらく党存続の是非論にまで類が及ぶと考えるのが妥当ではないか。

よって、台湾本島を侵攻目標とすることは、中国共産党にとつて極めて大きな「賭け」であることに間違いない。

習近平氏は、中国共産党創建100周年式典の演説で、台湾解放は中国の歴史的使命であると述べて固い決意を示したが、事後も共産党が中国を支配する体制の存続や、習近平氏自身の命運を左右する「賭け」の

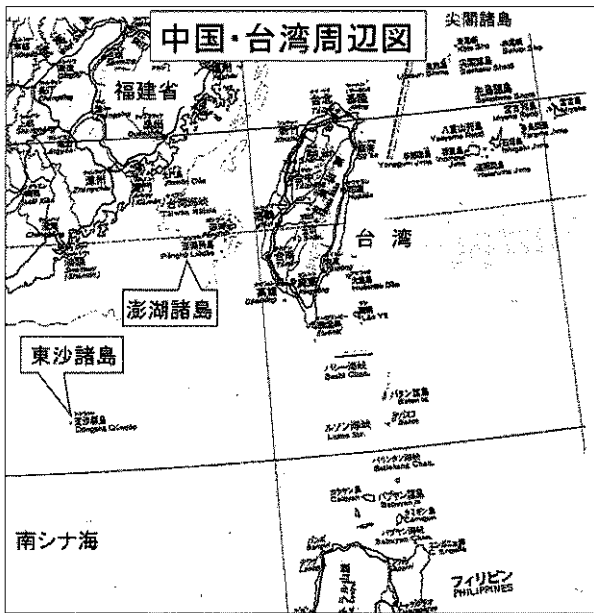
挙に出るだろうか。

小生は、欧米の列国や日本が対中国対処問題で結束した場合には、中国は台湾本島までの解放を困難とみて、習近平氏のメンツが立ち、事後の台湾本島解放の基盤ともなる澎湖諸島及び東沙諸島に侵攻目標を限定する公算が大きいのではないかと考える。

では、中国が両諸島に限定して侵攻した場合、台湾全島占領を呼号した習近平氏のメンツが立つのか。また両諸島の占領が台湾本島解放の基盤となり得るのか。

中国が有志連合軍の態勢未完に乗じて澎湖諸島及び東沙諸島に急速侵攻し短期間で両諸島を占領した場合、これまでの東シナ海及び南シナ海における経緯から、中国は本土と澎湖・東沙両諸島間の台湾海峡を今年に入り制定した海警法及び改正海

中国・台湾周辺図



上交通安全法（いづれも国際法に違反する疑いが持たれている）を盾に「領海化」するであろう。そして両諸島を基盤にしてこれまで以上に台湾本島へ硬軟交えた各種の政治的、軍事的及び文化的工作を活発に働きかけるに違いない。

習近平氏にとってこのような体制を構築できれば、台湾本島を解放しなくとも、国内的には国家元首として最小限のメンツが立つのではないだろうか。

そして限定侵攻ということであれば、両諸島を占領した段階で台湾解放に一応の区切りをつけたことをタイミング良く国内外に広く、かつ強く知らしめるのではないか。

欧米列国の意思や有志連合軍の状況等にもよるが、中国がそれ以上の侵攻を停止し紛争を終結させようとするのであれば、欧米列国は国際社会の反応も考慮しつつ中国の意図を是とし、矛を収める可能性も大きいのではないかと考える。

よってこれまで述べたような枠組みで中国の侵攻作戦が推移すれば、本限定侵攻は十分にあり得るであろう。

## 日本の対応

では、その際の日本の対応はいかなるものになるだろうか。

日本は、現行においては防衛法制上有志連合軍に加わることはできないが、新武力行使三要件が整えば、内閣総理大臣は存立危機事態と認定し、国会の承認を得て陸海空自衛隊に防衛出動を下令するとともに、米国の要請に基づき「集団的自衛権」を行使することが可能となる。

当然のことながら、台湾海峡有事が現実味を帯びてきた段階に至れば、沖縄諸島及び先島諸島に国内法及び国際法が許す範囲内の最高度の守りの態勢を敷くこととなる。また、国内の重要警護対象施設の警護や、在日米軍基地等に対する弾道ミサイル攻撃の破壊措置に万全を期さなければならない。

万が一にも我が国が台湾海峡有事を重要影響事態と過小に捉えて米軍等の後方支援で済ませようと企図すれば、日米同盟は破綻の危機に瀕するのみならず、事後の国際社会で立つ位置はないと考えるべきが妥当であろう。

また、本有事に備えて平時及びグレーゾーン事態下の現行防衛法制の

不備は努めて早く是正されなければならない。その第一は10年以上前から強い要望のある「領域警備法」の制定である。この制定により平時から高度のグレーゾーン事態まで、司令塔の政府・中央機関、陸海空自衛隊、警察、海保及びその他の機関が有機的に連携して国家の総合的実力を最大限に発揮できる体制を整備すべきであろう。

更には、陸海空自衛隊創設以来、防衛省（防衛庁）設置法第4条第1項18条「調査及び研究」を法的根拠にしている平時における自衛隊の主要任務「警戒監視・情報収集活動」は、自衛隊法に明記して平時から有事まで漏れない防衛体制を整えるべきであると考える。